

## 著作権規程ならびに投稿規程の改定

著作権規程ならびに投稿規程（現状）	著作権規程ならびに投稿規程（改定案）
<p>5. 投稿資格</p> <p>本学会の会員とする。共著の場合は、筆頭著者が本学会員でなければならない。いずれの場合にも、当該年度の年会費を支払い済みであること。ただし、学術誌編集委員会が依頼する論文や記事はこの限りではない。</p>	<p>5. 投稿資格</p> <p>本学会の会員とする。共著の場合は、筆頭著者が本学会員でなければならない。<u>また、筆頭著者と別に責任著者を設ける際には、責任著者は学生会員を除く本学会正会員でなければならない。</u>いずれの場合にも、当該年度の年会費を支払い済みであること。ただし、学術誌編集委員会が依頼する論文や記事はこの限りではない。</p>